

その他

環境美化推進員募集

平成21年4月より、市民、事業者および市が協働して、きれいで住みよい地域社会を実現することを目的とした『高浜市みんなでまちをきれいにしよう条例』を施行しています。

市と連携し、地域の環境美化を進める「環境美化推進員」を市民や事業者の皆さんから募集します。（現在20団体が登録）

地域での清掃、環境教育など環境美化に関する活動を行っている、またはこれから行いたいと思っている方は、ぜひ申し込んでください。

募集条件 1団体3人以上（事業者を含む）

募集期限 随時受付

申込方法 「環境美化推進員応募用紙」を記入のうえ、直接、市民生活グループへ申込

※応募用紙は、市民生活グループまたは市公式ホームページから入手できます。

環境美化推進員への支援

・身分を示す推進員証・腕章、啓発物品としてのぼり旗および啓発ステッカー（車両用）

の貸与
・活動内容に応じた物品などを提供

①奉仕袋（清掃用活動をされる団体）

②消耗品類（1団体につき年間2万円を限度）

（例）清掃活動へは、軍手・火バサミ・熊手など、落書き消し活動へは、スプレー・刷毛・ペンキ・布切れなど

③軽自動車の貸し出し

④ボランティア保険への加入

問合せ先 市民生活グループ

☎52-1111（内線263・264）

自衛官募集

◆高等工科学校生徒（中卒（見込含む）17歳未満の方）

一般入試受付期間 11月1日（火）

～平成24年1月6日（金）

試験日

・1次 平成24年1月14日（土）

・2次 平成24年1月28日（土）

31日（火）

合格発表 平成24年2月17日（金）

※推薦入試も実施しますのでお問い合わせください。

◆高等工科学校説明会

とき 11月13日（日）午後2時～4時

ところ 刈谷市総合文化センター

自衛隊愛知地方協力本部安城

地域事務所

☎74-6894

全国斉「女性の権利ホットライン」強化週間

夫やパートナーからの暴力、セクシャル・ハラスメント、ストーカー行為など、女性にかかわる悩みごと、心配ごとなど電話による相談に応じます。

相談内容の秘密は固く守られますので、ひとりで悩まず、気軽に相談してください。

とき 11月14日（月）～18日（金） 午前8時30分～午後7時

・11月19日（土）～20日（日） 午前10時～午後5時

電話番号 ☎0570-0701

810（全国共通）

相談担当者 人権擁護委員

実施機関 名古屋法務局、愛知県

県人権擁護委員会、名古屋法務員連合会

問合せ先

名古屋法務局人権擁護部

☎052-952-8111

（内線1450）

あなたの会社 労働保険に入っていますか

労働者（アルバイトを含む）を一人でも雇っている事業主は労働保険（労災保険・雇用保険）に加入する義務があります。

労働保険は、労働者の方々が不慮の業務上災害・通勤災害を被った場合、失業した場合、高齢者で賃金が低下した状態で継続して働いている場合、育児休業および介護休業の場合、自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に給付を受けることができます。

ます。また、事業主の皆さんにも各種助成金の対象となる制度です。

労働保険の諸手続きについては、労働保険事務組合や社会保険労務士を活用することもできます。

まだ、加入手続きをとられていない事業主の皆さんは、今すぐ加入手続きをお願いします。

問合せ先

刈谷公共職業安定所

☎21-5097

刈谷労働基準監督署

☎21-4885

問合せ先 市民生活グループ
☎52-1111（内線263）

犬・猫のフンの片付けは飼主のマナーです

犬や猫のフンの片付けは、飼主の最低限のマナーであるにもかかわらず、放置している方が多くいるのが現状です。

高浜市みんなでまちをきれいにしよう条例でも、飼っている犬猫などの動物が公共の場所や他人の土地でふんをしたときは、放置したり、投棄したりすることが禁止されています。（違反した場合は、5万円以下の罰金を課される場合があります。）

犬・猫のふん尿の、道路、玄関先などへの放置は、地域の方にとって大変不愉快な行為であり、悪臭や衛生環境の悪化の原因ともなります。飼主は、責任を持って後始末をお願いします。

